対馬市　観光推進部　観光交流商工課

**対馬市運送業者燃油高騰対策支援金申請要領**

**支援金の概要**

**１．趣旨**

燃油の価格上昇が運送業者の経営に及ぼす影響を緩和し、運送業者の事業及び雇用の維持を図るため、市内で運送事業を営む中小企業者に対し、対馬市運送業者燃油高騰対策支援金を交付します。

**２．交付対象者**

①一般乗用旅客自動車運送事業者（例：タクシー事業、介護タクシー事業）

②貨物自動車運送事業者（**主として貨物運送業を営んでいる者**※）

**※主として貨物運送業を営んでいる者**とは、事業別の売上高比率において貨物運送業が最も高い事業者を指します。

**３．交付額**

①一般乗用旅客自動車運送事業者

令和７年５月１日時点で所有あるいは占有（リース）している

・タクシーの台数×２万円

②貨物自動車運送事業者

令和７年５月１日時点で所有あるいは占有（リース）している

・普通自動車（大型トラック等）の台数×４万円

・小型自動車、軽自動車の台数×２万円

**申請要件**

**申請要件**

支援金の申請は、次の（１）から（４）に掲げる全ての要件を満たす事業者とします。

（１）**許認可等の取得**

令和７年５月１日時点で、運送事業に必要な許可又は認可を全て有し、申請時において市内で当該運送事業を営んでいること。

※５月1日時点で許認可があっても申請時点で休業の場合は対象外です。

また５月１日以降に許認可を取得した場合も対象外です。

（２）**事業継続の意思**

交付決定後においても、市内で当該運送事業の事業継続の意思があること。

（３）**中小企業者**

中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者等であること。

（４）**次の①から③いずれにも該当しないこと。**

①対馬市暴力団排除条例（平成２４年条例第５１号）第２条第１号に規定する暴力団

②対馬市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員

③暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

その他、同意書兼誓約書（様式第３号）に記載の事項についても遵守の意思の確認を行います。

**申請手続き等**

**１．支援金の申請受付期間**

令和７年６月１３日（金）から令和７年９月３０日（火）　１７:００必着

ただし郵送の場合は当日消印有効

**２．申請書類**

①対馬市運送業者燃油高騰対策支援金申請書兼請求書（様式第１号）

②交付対象車両一覧（様式第２号）

③同意書兼誓約書（様式第３号）

④対象の業を営んでいることが分かる国土交通大臣の許可書又は更新許可書いずれ

かの写し

⑤**交付対象車両全ての**車検証の写しと車両のナンバーが判読できる外観の写真

⑥直近の確定申告書第１表の写し（法人のみ）と直近の決算書

⑦市税に未納がない証明書

⑧その他市長が認める必要書類

**３．上記の留意事項**

⑥については、法人においては、第１表のほか自社で作成される貸借対照表及び損益計算書をご提出ください。また個人事業主においては、青色申告決算書の写しを提出してください。

⑦については、本庁ならびに各振興部・行政サービスセンターにおいて、「支援金申請」のためとして交付を受けてください（１通３００円）

⑧について、**必ず**提出いただく書類は以下のとおりです。

**・ 本人確認ができる書類の写し（※個人事業主の場合のみ必要）**

※住所、氏名、生年月日が確認できる公的証明書類の写し

（住所は住民票の登録のある住所が確認できるもの。）

※本籍地が記載されている場合は黒塗りしてください。

※有効期限内のものを提出してください。

＜本人確認書類の例＞

・｢運転免許証｣（表・裏両面を提出してください。）・｢健康保険証｣

・｢マイナンバー(個人番号)カード｣　(表面のみを提出してください。)

**・振込先口座の通帳の写し**

振込先口座の金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、カナ表記の口座名義が確認できる通帳(表紙をめくった次のページ)の写しを提出してください。

※振込先口座の名義について

・法人の場合　⇒　法人名義としてください。

・個人事業主の場合　⇒　代表者個人の名義としてください。

※旧十八銀行、旧親和銀行の通帳は、十八親和銀行の通帳へ切り替えのうえご提出ください。

※ネットバンキングで通帳がない場合は、振込先口座の金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、カナ表記の口座名義を確認できる各銀行のホームページ画面の画像をプリントアウトのうえご提出ください。

その他、申請内容によって異なりますが、以下の場合に当てはまる場合には**必ず**ご提出ください。

**・貨物自動車運送事業者**が複数の業を営んでいる場合、直近３年間において出納整理簿等で貨物自動車運送事業が事業別売上高において最も高い比率であることが分かる資料を提出してください。セグメント別の売上が記載されている決算書等で判明出来る場合は不要です。

・その他必要に応じて資料を請求致しますのでご了承ください。

**４．申請方法**

以下の申請先あてに、ご提出もしくはご郵送ください。

【申請先】　〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地

　　　　対馬市役所　観光推進部　観光交流商工課

　　　　電話番号　０９２０－５３－６１１１

**５．通知、支給の決定等**

・申請書類の審査の結果、支援金の支給を決定したときは、交付決定通知書を送付いたします。

・指定口座への支払いは、申請後、３週間程度期間を要します。なお、提出書類に不備がある場合は、１か月以上期間を要することがあります。

・支援金の支給しない旨の決定をしたときは、後日、不交付決定通知書（様式第５号）により通知します。

**その他**

**１．支給決定の取消等**

支援金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正が発覚した場合は、支給決定を取消し、支援金を全額返還いただくとともに、支援金受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金（支援金の額に年率１０．９５％の割合で計算した額）の納付を求めることがあります。

**２．不正受給の公表**

申請内容に不正があった場合には、支援金の支給を受けた事業者名、店舗名などの情報を公表することがあります。

**３．書類の保管期限**

本申請に係る書類、帳簿等については、令和１２年３月３１日まで保存をしてください。

**４．問合せ先**

対馬市　観光推進部　観光交流商工課　 電話　０９２０－５３－６１１１

対応期間　令和７年６月１３日（金）から同年９月３０日（火）

　　　　　　（土日、祝日を除く。）

対応時間　９時００分から１７時００分まで